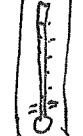


# 原発いらん・



2018年7月8日の報告

次の集会

オノ日曜日です。

2018年8月5日(日) 14時

このものやく日曜日はお盆と重なったの  
オード曜日にようよーた。

場所 周南市総合庁舎2F

ふれあいルーム

7月11日。上関原発用地理立禁止住民訴訟の判決が出ました。

山口地裁の福井美栄裁判長は、「公有水面埋立法に忠実ない」の判決を出されました。

山口県知事が埋立免許の判断をズルズルと伸ばして「争は違法である」と。

新聞記事です⑤

利決の内容をまとめました。↓②

しかし、村岡知事は、7月18日判決を不服として広島高裁に控訴。

新聞記事です。↓⑤

村岡知事は、「裁判中一度も争点になつてない部分をとり上げて敗訴になつた」と言つたが、この裁判は「公有水面埋立法」に知事が違反しているから、それにかつた費用を返えといつ裁判である。

「争点になつてない」とは、村岡知事が「公有水面埋立法」は県知事がするべき法律であるという認識そのものをくりこいるのではないか。それが上関原発計画のゆくえのみに意識が集中していったということだ。

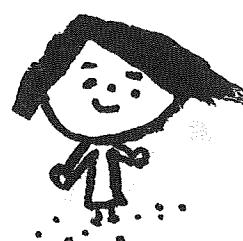
山口県民の70%以上が原発建設に反対している。それなのになぜ県民の代表があり、埋立権者ごもあれど県知事が、「公有水面埋立法」踏みにじつまでも原発をつくらせようとするのか。

知事は「公有水面埋立法」をよく説んごめし。埋立法を補償しなければならぬ」と、六条文

代表者 小中 進  
〒742-1513 山口県熊毛郡  
田布施町大字麻那2208  
TEL/FAX 0820-55-6291  
振込口座(年会費2000円)  
(郵)01590-5-27469  
口座名 原発いらん・山口ネット  
作製・印刷  
周防灘の自然を守る会  
三浦 翠

ご支援をお願いします。

福島の子どもたち in 山口 へ2018~  
第6回夏の保養プロジェクト



8月4日(金)~10日(木)

3家族11人。

滞在拠点 山口市宮野上「紅花舍」

- 子どもたちは放射能汚染のやがい場所で過ごすことごとに体内の放射能を排出し、傷ついた遺伝子の修復を早め、免疫力を回復することができます。
- 「テルノブリイ」は32年たつた今でも、子どもたちに保養の権利が与えられています。日本政府は何もしません。

カントリーフラワー ゆうちょ銀行

口座番号 01350-8-89562

口座名義 福島へ山口 いの59会

6月27日、中電の株主総会で、清水希茂社長は、上廻原発につけて。↓⑥

来年の統一地方選挙、参議院選挙とに、うんざり原発の新增設への言及はなかったが、原発推進勢は変わらない。↓⑤

多くの県民が愛するこの瀬戸内海を、特に湧水と豊かな海藻群につけ、周防灘のいのちとも言えるこの田の浦を「埋めると」という事の重大さを村岡知事は全く認識していない。

頭の中は安倍政権へのゴマスク。ついでに、

原発の新增設への言及はなかったが、原発推進

①

ある。祝鳥の人達が補償金の受取りを拒否しているのに、なぜ県知事はそのままを直に聞くこと知らないで、埋立を許可したのか。

今回の控訴理由に「手続き間違え」になりながらと知事は言つたが、そんな矮小なことで面子を保とうとするばんこ、知事の名に値しないと感じじる。

イニシスアショアは  
いらない!

どんどん値上がり  
6000億。  
アメリカの軍需産業  
に金をわたすが。

■ 7月4日。名古屋高裁金沢支部は、大飯原発3.

4号機の差止めを認める樋口英明<sup>元</sup>裁判長の名判決(2014.5.21)を取り消すという国の訴訟にどう不

当判決を言い渡した。

その裁判を傍聴していった人の一人は、その時の裁判長の様子を次のようになりポートしている。

『訴審判決が、内藤正之裁判長は、かどおどりとした様子で、全く自信なげだ、しどろもどろに判决書旨を読み上げました。あたかも、國家権力、閑官あるいは最高裁に後ろから拳銃や匕首(あいくち)を突きつけられて、脅迫されながら朗読しているようござしました。

朗読が始まった直後から、法廷内では、抗議の怒号が飛び交いましたが、裁判長はこれを制止するやうすら待たず、朗読が終るや否や背後の席から殴打へぐつとう銃をつっつけられていふのは、この間の日本主義そのもの。(M)

かくまで、裁判長はこれを制止するやうござりました。』

かくまで、朗読が終るや否や背後の席から殴打へぐつとう銃をつっかけられていふのは、この間の日本主義そのもの。(M)



## 上原原発用地埋立禁止住民訴訟の判決について

2018年7月11日、2度の判決期日延長の後、やっと迎えた判決だった。

原告住民側の訴えは、山口県知事が中国電力に与えた「公有水面埋立免許」を「許可から1年以内に着工、3年以内に竣工」と定めた「公有水面埋立法」でのつっこみ運用せず、ズルズルと引き伸ばしたのが法律違反であつたためにつづつに原告用20万円と知事は県に返せといふもの。

これに対し、福井英枝裁判長は前山本知事の相続人に20月、現村岡知事に20月と県に支ねえという判決を下した。つまり、両知事のしたことは違法であるという判決。

判決文は、「免許権者(知事)として、公有水面埋立法(公水法)の趣旨に照らし合理的な期間内に許否の判断を行うべき義務を負うといべきであつ。特段の事情なくその判断を遅滞した場合には知事の不作為は裁量権の逸脱として、違法と評価されるべきことになるとするべきの意味をあげてゐる。

(2)

① 埼玉県知事は2013年3月19日に中止に付し、2014年4月11日を回答期限とする補足説明を求めるとしていいるが、すでに同日から延長後の竣工期限(建設完成)まで、年半に満たない状況で、2015年10月6日までに埋立が竣工する可能性があることは言はず、以後許否の判断を留保することは裁量権の逸脱として違法である。

② 埼玉県知事は2013年3月19日に中止に付し、

事故)が起き、指定期間の伸長など、審査の適正を維持できない場合には新規免許において免許基準の判断が行われるべきである。

(2)

③ 両知事が中止に付して求めた補充説明事項の中に事業者である中國電力の認識として政府のエネルギー政策における上原原発の位置付け等、本末的に客観的な当否の判断に馴染まない事項が繰り返し含まれてゐることと、両事が埋立権者としての立場

・東海オ2原発パブコメ8月3日まで。

縮小へ。資金難のため。(日経6/29)

・フランス政府、次世代高速アストリーム計画

・福島第一原発PFRコメ8月3日まで。

→ を越えて中止の判断のみにべつたうつつか、成功しないことが明らかな時期になつても判断を留保したことには違法があるとしている。(文責)

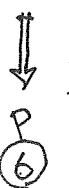
例会の報告(つづき)

・参加地域。田布施、光、下松、周南、宇部

・小中さんの「上関原発はいらない」朝のトピック

10周年。3月4日のワカーニング。

は立ちをはじめから、ワカーニングには毎年皆さんに集つてもらつて来たが、今年は朝早くから、50人も集つてトピック盛り上げた。



みんな車を8時10分頃も連うね、上関町の

周辺各地、大島、大畠、柳井、光、平生、田布施など街頭アピールをしました。

各地で、カンパをもらつたり、拍手してもらつたり。商店セールのスーパーの前では、

「原発反対なら協力せん」とけんのうと言われ、車をつらぬくように、のぼりを立て、何人も市議や市民がマイクを持って訴えた。

この一日の行動は、上関原発のことを直接市民の目にうつだえることなく、お天気だったのも幸運でした。たまく一日曇り、お天気だったのも幸運でした。風声をあびせられたりしたが、3・11の後はがらりと変わった。ずっとコッソリヤフニビンとざぶる気持ちを変えるのだと感じる。

・Hエネルギー基本計画が閣議決定された。

上関のことは来年の選挙への影響を思われて、このネットワークの会員にもなつたのと、今日は仲間と4人で来ました。

小中さんのがんばりを見て、宇部でも仲間をふやして行きたいと田代さんます。

私のまは、村岡知事の実績のすぐ近くです。村岡知事には、「上関原発はいけん」という立派な県民世論の方を向いてもらいたい。

・今や三権分立が全く機能していらない。政権が勝手に独走している。国民一人一人が地域から変えていくばかり。司法に頼るのではなく、公民論が一つかうしがへては。

今回の大飯3・4号機の再稼働を認めた判決でも、「司法が判断する」と「三権分立を自ら放棄してしまつて」。

福井地裁の元裁判長、轟口英明氏の名判決に反論がされているわけではなくまい。

裁判への行政の人事権による介入がひどい。

裁判者の佐川氏を不起訴にした裁判官は柴駒。今や裁判官にも天下り先まで用意されるそうだ。

・6月27日、中電の株主総会に行きました。

中電は、上関原発をやる気まん々。鳥根一号を焼却にするからとのかわりに、上関をと。原発をやらんと収益は上らん。

上関の中電の準備事務所には、今も44人の社員が常駐してりる。上関、福島の皆様のご理解をいたくたのに仕事をしてりる。

反原発の株主にも発言权をさせる。しかし、社員のOB、機関投資家、それに中電に白紙査定(第3種株式)ある山口県のようは株主の株数が圧倒的に多く、儲かることがヤー。

原発の廃却、使用済核燃料どうするかなどを考へると、原発をもうかるといつのは田の上別のことだけが

(3) チラシを同封してります。事故処理費

下地さんは、1947年宮古島生まれ。首里高校・福島大学を卒業。高校教師(保健体育)を退職後は、HIV人権ネットワーク、エイズ夜间相談員、浦添市史かどとして活動。現在は、沖縄平和ネットワーク、修学旅行事務局、習アドバイザー、県立平和祈念資料館説明員、浦添市健康センター協会事務局長として活動。

せひ、いらして下さい。三浦

裁判のこと

伊方原発再稼働差止の仮処分

中安保法制の裁判 10月17日(水) 14時~(山口)  
伊方原発再稼働差止め(本訴)(岩国)

2018年10月26日(金) 14時~

● 墓立免許差止め

2018年11月14日(水) 14時~(山口地裁)

● 自然の権利裁判

2018年11月14日(水) 14時30分~(山口)

● 11月4日(木)裁判につづく。

「埋立免許差止め」「自然の権利裁判」も争いに10年が経過している。

次回11月14日には中間判決を出す。

最大の争点は原告の過失なのだが、それについてはつきりさせることになるだろう。

原告被告あとおれば審議をするのみ。なしとなれば、控訴することに。

● 6/22 伊方原発運転差止め山口裁判本訴。

本訴オ一回目。傍聴者もいっぱい。報道もいっぱい。

原告174名。

弁護士が15分間、訴えの内容を読み上げる。

「南海トラフ地震が予見されること。(伊方原発の耐震基準は650ガルにすぎない)こと。中央構造線は四電が言うように8km先ではばく6m沖にあることなど。

統りて原告を代表して木村則夫さんが、原告を代表して、自分たちを6日ほど前に来た美しい瀬戸内海をいつのまにか見て守りたいと意見陳述。

● 7/13 伊方原発再稼働差止めの仮処分オワケ事件のことで、審査官と伊方原発の公開の法廷で、地質学者で、愛媛大名誉教授の小松正幸さんの証言があつた。弁護側の審問が一時間、田籠側の審問二時間。裁判長、両陪席も質問。

● もうけのたのに原発を動かした「田籠」と、真実を追及する学者の立場のうらやましさえた。審査官のやりとりだけではわからん。こんな裁判が全国にひろがるといほしい。

会計報告

2018年7月の会計報告一原発いらん!山口ネットワーク

2018年5月の残高	313,813,-
収入 会費とカンパ	33000
支出 5月の報告作製、送料	30183
6月の" "	27746
切手代	184
	58,713

差引残高 288,100

○カンパと会費の振込みをありがとうございました。  
○年会費は2000円です。(郵)01590-5-27469

口座名:原発いらん!山口ネットワーク  
(会計・三浦)



8月5日(日) 14時~	原発いらん!山口ネットワーク 例会	周南市総合庁舎2F ふれあいルーム	0820-55-6291 小中
8月5日(日) 5 6日(月)	山島でいろいろあるのが何が情報が間に合いません。		
8月8日(木) 11時40分~	朝鮮学校への補助金を復活させよう。 県庁前座り込み	山口県前	083-223-9355
8月11日(土) 13時~	沖縄戦の体験を学ぶ 下地 良輔さんの話	周南市 保健センター1Fホール	0934-88-3212 沖縄の話を聞く会実行委
9月8日(土) 15:00~17:00	山城博治さん講演 私たちは憲法は保障されているのか	山口県立ミナトアーバン研修室 2F 大研修室	アムネスティ 〒951-8522 070-5522-0696
9月22日(土) 13:30~	ドキュメンタリー映画 「蒼のシンフォニー」	山口市民会館 小ホール 前売900円 当日999円	蒼のシンフォニー上映実行委 090-3630-5749 (印付)

山口県広報

やまぐち維新プラン  
(素案)へのご意見を募集

県では、新たな県政運営の指針となる「やまぐち維新プラン」(素案)について、県民の皆さまのご意見を募集しています。

素案は、県庁ホームページや県庁情報公開センター、各地方県民相談室などで、ご覧いただけます。

【募集期限】8月8日(水)必着  
※意見の提出方法など、詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】  
県政策企画課  
☎083(933)2516

山口県パブリック・コメント

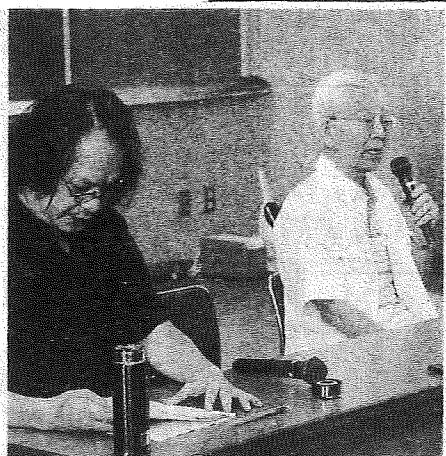
検索

い」と疑問を呈した。

原告側の内山新吾弁護士は「判決の指摘を前提とすれば、村岡嗣政知事が延長を許可した根拠が崩れる」と指摘する。

# 18.7.12 中 原告「画期的判決」と評価

## 「延長許可の根拠崩れる」

判決を評価する那須さん(左)  
たち原告

中国電力上関原発  
(上関町)建設予定地  
の海の埋め立て免許の  
延長申請を巡り、知事  
の判断先送りを一部違  
法と認めた1日の山口

県は2008年10月  
に埋め立て免許を交  
付。その後、中電から  
免許の延長申請を受け  
たが、「政府のエネルギー政策での上関原発  
の位置付け」がどうな  
っているのかなどの補  
足説明を要求。判断の  
材料としてきた。これ  
に対し判決は中電の認  
識は「(免許延長の)  
当時の判断になじま  
ない」と述べた。

(堀智也、中川義平)

地裁判決。原告は「画  
期的な判決」と評価し、  
別の上関原発を巡る訴  
訟でさらに踏み込んだ  
判決が出るよう期待す  
る。

(31面関連)  
「今後の弾みにな  
る」。判決後、山口市  
内の集会で原告の一人  
で児童文学作家の那須  
正幹さん(76)は笑みを  
見せた。損害賠償請求  
はわずかしか認めら  
れなかつたが、一部違  
法の判断を勝ち取つ  
た。

18.7.12 中

18.7.4 中

## 再生エネ主力化明記 政府、基本計画を決定

政府は3日、エネルギー  
政策の枠組みを決める「エ  
ネルギー基本計画」を4年

ぶりに改定し、閣議決定し  
た。太陽光や風力などの再  
生可能エネルギーを「主力

電源化」する旨記。203  
0年度の発電割合を22~24  
%にすることを目標とし、実  
現に向け政策を整備する。

原発は依存度を可能な限り  
低減させるが、エネルギー  
供給の安定性に寄与する

「ベースロード電源」との  
力も大規模投資で原発と火

力発電に依存した電源構成  
からの脱却を急ぐ。

基本計画は再生エネの發  
電コストが世界的に急速に  
下がり、火力発電などと比  
べた割高さは解消されつ  
つてきただ固定価格買い取り  
制度については、国民負担  
を抑えるため制度改革の必  
要性を指摘した。

原発の発電割合も20~22  
%に据え置いた。原発の新  
増設に踏み込まなかつた

一

位置付けは変えなかつた。

(3・8面に関連記事)

原発の使用済み核燃料か  
ら取り出すプラント「ウムは

「保有量の削減に取り組む」  
と明示し、大量保有に懸念

があると分析。普及を後押し  
してきた固定価格買い取り  
制度については、国民負担  
を抑えるため制度改革の必  
要性を指摘した。

原発の発電割合も20~22  
%に据え置いた。原発の新  
増設に踏み込まなかつた

一

位置付けは変えなかつた。



中国電力が上関町で開いた、進めていた原発反対運動に反対して、勢に其勢した元市議会議員や前周南市議会議員の伊藤友一さんによると、この日は福島県議会議員の小中代表が、この日は原発建設反対を訴えた。この日は原発建設反対を訴えた。この日は原発建設反対を訴えた。

## 立ちち10年で3222回

●光●

日刊新聞 18.7.6.

汚染土を六くばらまりこない」といって、「ようどりう発想そのものが間違っているのだから今後も目が離せない。

意味らしいから。

官僚や電力会社の「理解」は、「無理じい」の

## 除染土再利用の実証事業再検討へ

06月26日 18時35分

NHK NEWS WEB

福島 NEWS WEB

除染で出た土を二本松市の道路の土木資材として使う環境省の実証事業について、環境省が市に対し、風評被害などを懸念する市民の意見が多く、計画通りに事業が進められないとして、事業計画そのものを再検討する考えを伝えたことがわかりました。

環境省は、県内の除染で出た土を公共事業で再生利用することで、将来的に最終処分する廃棄物の量を減らす計画で、先月から二本松市の道路の土木資材として使う実証事業を始める予定でしたが、地元の市民グループなどからの反対で、先送りされています。

こうした中、26日開かれた、二本松市の議員協議会で三保恵一市長が、環境省から25日、風評被害などを懸念する市民の意見が多く計画通りに事業が進められないとして、事業計画そのものを再検討する考えを伝えてきたと報告しました。

環境省は、二本松市の計画を原発事故の避難区域に指定されていない自治体での初めての実証事業と位置づけてきましたが、これで、事実上、計画が延期されたことになります。

これについて、三保恵一市長は記者団に対し、「延期だと受け止めている。市長として環境省に対し、市民の皆さんとの多様な声を踏まえた慎重な対応を求めました。

一方、環境省の担当者はNHKの取材に対し、「市民の皆さんの理解を得られるようにして事業を進めていきたい」と話しています。

18.6.28  
中電が株主総会  
上関原発「重要」  
推進姿勢強調

中国電力は27日に広島市の本社で開いた株主総会で、上関町で新設を目指す上関原子力発電所について

て、「安定供給、価格、地球温暖化防止の観点からも重要な電源だ」とし、改めて推進姿勢を強調した。国はエネルギー基本計画の中で、原発新増設の方針

を明確にしていない。総会では、同社役員らが質問に答える形で原発の意義を説明。また、同社が上関町に昨年度、8億円の寄付を行った」と述べた。一方、反対派の株主は上関原発計画の白紙撤回などを盛り込んだ定款の一部変更議案を提案したが、反対多数で否決された。

## 中国電力の株主総会

本社前では、予定地に近い同町祝島の住民ら約50人が「上関原発絶対反対」を訴えた。「上関原発を建てさせない祝島農民の会」の清水敏保代表は「計画が表面化して36年。町民同士の対立を招き、人間関係を壊した。修復には白紙撤回しかない」と語った。

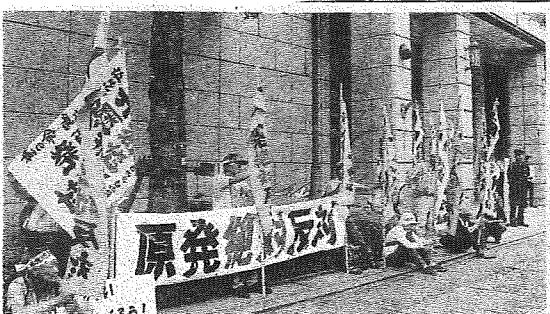
18.6.28  
上関原発計画  
中電前で抗議  
住民ら活動

中国電力が山口県上関町で計画する原子力発電所の建設に反対する同町の住民たちが27日、株主総会が開かれた広島市中区の中電本社前で計画の白紙撤回を求めて抗議活動をした。建設予定地の4号沖合にある祝島の住民を中心約40人が参加。本社の入り口そばで横断幕やのぼりを掲げ「原発建設絶対反対」などと声を上げた。

福島第1原発事故後に津

中電本社前で上関原発建設計画の白紙撤回を訴える上関町の住民たち

備工事は中断。国のエネルギー基本計画の見直し素案にも新增設が盛り込まれなかつた。一方で中電は3月、「原発推進への協力による手続きで負担をかけている」とし、7年ぶりに同町へ8億円を寄付した。上関原発を建てさせない祝島農民の会の山根豊夫事務局長は「計画が進まなくて楽観視できない。白紙撤回まで反対運動は緩めないと述べた。



利用目的的な「トルティーハー」不抜議に問題はない。公明は持たないといつも原則を堅持する。書記官長官は12日の会見で、米国が要請された日本が持つトルティーハーの全般に対する理解を強調した。これまで米国は日本の原子力政策を支持してきたが、要請が具体的で盡りいたゞき、「内閣府の幹部は戸惑う。」日本は原子力発電所から理し原発で再利用する核燃料を再処理して済み、料サイクル政策を掲げた。その再処理で出るのが「トルティーハー」だのに再処理を認める。原発定で非核保有国では日本だけだ。

日本が削減を要求  
が強まる。  
原爆彈約6千発分。懸念の  
事。再稼働が進まず消費費が  
第一原発事故で状況は一  
処分されずだったが、  
1011年の東京電力福島  
原爆事件。保有量は約47と原  
米が削減を要求  
、中国に説明するために

# 王ネルギー

△3  
18.6.2012

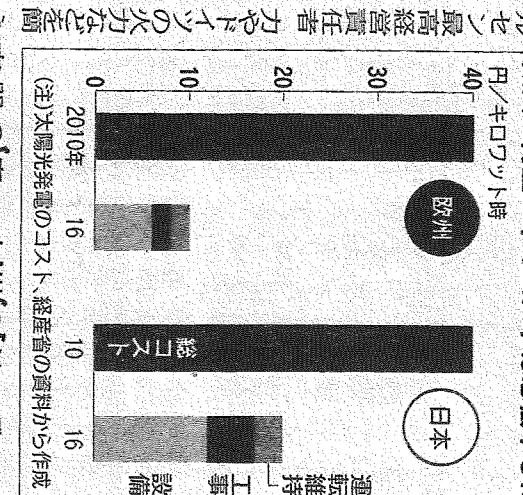
核燃料サイクル 実現遠く

僕のいみ行き場なへ

# 僕のみ行き場へ

**日本の中電工**は、世界の電力開発に貢献する企業として、国際的な影響力を確立するため、電力開発技術の国際化を進める。また、電力開発技術の国際化を進めるため、電力開発技術の国際化を進める。

2



# 境界後進国脱せらるか

日本は大規模な風力発電、蓄電池や水素の技術開発に取り組んでおり、また地地道に国内の資源を活用するなど、日本独自のエネルギー政策を確立してきました。一方で、再生可能エネルギーの導入率が低く、また、資源の輸入依存度が高いため、エネルギー安全保障の観点からも課題があります。

## 石炭火力 狹まる包囲網

# ◎減技術力問

3円より  
石曲同  
30・6  
43可能工エルギーの拡大を進地盤が少なくなれば用化の課題

# 目からウロコの“プログ” 稔史（はいし）倭人伝 アベに壊される前に、何をすべきか！

「安倍永久政権」完成前夜…  
たった一人の異常者が  
国を壊している

2018・6・17（抜粋）

注：稟史＝民間の歴史書のこと。倭人＝日本人の古い呼称のこと。

『前夜』とは？

まだ僅かながらもそれを阻止する猶予があるからだ。猶予とは、9月に予定されている自民党の総裁選までの時間である。

もし、そこで安倍晋三が自民党総裁に選ばれたなら日本は間違いなく崩壊する。

戦後70年余り、絶余曲折を経ながらも、それなりに築き上げてきた民主主義国家が完全に崩れ去る。

たった一人の異常な人間によってである。

それはあたかもたった一人のヒトラーの出現によって破滅へと突き進んだドイツと同じ道である。

今ここで安倍を取り逃がしたら、

『つまり、つまりですね、これはもう間違いなく、国民はですね、言わば、国民は安倍内閣を支持しているということではないかと、そう思うところでございます。これはもう言わばまさしくそういうことであろうと思いまますよ』ということになる。

森友・加計に見られる国政私物化

公文書の隠蔽・改竄・虚偽答弁

度重なる外交の失敗

明白な経済政策の失敗

全て、嘘と強権で乗り切ったのだ。

自民党も公明党も国会も司法もマスコミも全て安倍の前にひれ伏している。

何をやっても国民は受け入れる。もう、怖いものなしである。

後はただ目標に向かってまっしぐらである。

目標は、憲法改正か？

いや、更にその先に待っているものがある。

\*注はテラシ作成者挿入。

安倍の憲法改正とは、単に9条改正だけを目指しているのではない。

9条改正は目に見える恐ろしさである。眞の恐怖は別なところにある。

## 自民党憲法改正案

### 第九章 緊急事態

#### 第98条（緊急事態の宣言）

1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるとときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。

4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

#### 第99条（緊急事態の宣言の効果）

1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に關し

て発せられる國その他公の機関の指示に従わなければならぬ。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

（下線は筆者）

よく読むと、恐ろしい条項がてんこ盛りである。一旦、内閣によって緊急事態宣言が発せられれば、その政権は永久に存続することができる。

「4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。」

「百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとすることは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない」

つまり、衆議院は解散されないし、緊急事態は100日ごとに更新を繰り返せば、事実上、永久に継続されうるのだ。

ただし仕上げにはもう一段の手続きが必要となる。こちらのハードルは低い。

しかし、このハードルは憲法改正が成ったあとでなければ越えられないと思われる。

現憲法に緊急事態の規定がないからである。

法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

緊急事態宣言を発するためには、その根拠となる「法律」が必要なのである。

その法律とは？

『緊急事態法』である。

この憲法改正案の二つの条文には、やたらと『法律の定めるところにより』と言う文言が出てくる。

改正憲法を機能させるためには、どうしても『緊急事態法』が必要になる。

現行憲法下では議会の解散を止めることは出来ない。法律と同じ効力を持つ政令など認められない。新憲法のもとではそれが可能になる。何でも出来るのだ。

これまで自民党は、じわじわと数多くの有事対策強化法を成立させてきており、しかし、安倍晋三が狙っている『緊急事態法』に比べれば、はるかに弱いものである。どうしても現憲法の枠内でしか成り立たないからである。

憲法改正に向けての準備は着々と進んでいる。

『憲法改正国民投票法』も出来ている。

今、その改正案まで成立させようとしている。

安倍三選→憲法改正→緊急事態法→安倍永久政権

安倍晋三の野望『安倍永久政権』が実現する。

安倍晋三は死ぬまで日本国の内閣総理大臣であり続けることができるるのである。

安倍三選の前に安倍内閣を退陣させなければならないのだ。

残された時間は少ない。

まさか、と思っていてはいけない。

安倍晋三は、「まさか」が通じない相手なのだ。

緊急事態条項の危険性について、木村草太さんが書いている。

WEBRONZA> 「安倍9条改憲」の核心を読み解く  
緊急事態条項の実態は「内閣独裁権条項」  
である自民党草案の問題点を考える

木村草太 首都大学東京教授(憲法学)

2016年03月14日

## 1 自民党草案の緊急事態条項とは

今年に入り、安倍首相や一部の自民党議員は、憲法改正に強い意欲を示しており、参院選の争点にしようとする動きもある。特に注目を集めているのが、緊急事態条項だ。

自民党は2012年に発表した憲法改正草案で、戦争・内乱・大災害などの場合に、国会の関与なしに内閣が法律と同じ効力を持つ政令を出す仕組みを提案している。具体的な条文は次の通りである。

第98条（緊急事態の宣言）・第99条（緊急事態の宣言の効果）（注：1頁に掲載あり、省略）

## ■ 発動要件は曖昧で、歯止めは緩い

98条は、緊急事態宣言を出すための要件と手続きを定めている。具体的には、「法律で定める緊急事態」になつたら、閣議決定で「緊急事態の宣言」を出せる(98条1項)。また、緊急事態宣言には、事前又は事後の国会の承認が要求される(98条2項)。何げなく読むと、大した提案でないよう見えるかもしれないが、この条文はかなり危険だ。



衆院予算委で改憲に関する質問に答える安倍晋三首相

まず、緊急事態の定義が法律に委ねられているため、緊急事態宣言の発動要件は極めて曖昧になってしまっている。その上、国会承認は事後でも良いとされていて、手続き的な歯止めはかなり緩い。これでは、内閣が緊急事態宣言が必要だと考えさえすれば、かなり恣意的に緊急事態宣言を出せることになってしまふ。

## ■ 効果は絶大な緊急事態宣言

では、緊急事態宣言はどのような効果を持つのか。要件・手続きがこれだけ曖昧で緩いのだから、通常ならば、それによってできることは厳しく限定されなければならないはずだ。しかし、草案99条で規定された緊急事態宣言の効果は強大である。四つのポイントを確認しておこう。

第一に、緊急事態宣言中、内閣は、「法律と同一の効力を有する政令を制定」できる。つまり、国民の代表である国会の十分な議論を経ずに、国民の権利を制限したり、義務を設定したりすること、あるいは、統治に関わる法律内容を変更することが、内閣の権限でできてしまうということだ。例えば、刑事訴訟法の逮捕の要件を内閣限りの判断で変えてしまったり、裁判所法を変える政令を使って、裁判所の権限を奪つたりすることもできるだろう。

第二に、予算の裏付けなしに、「財政上必要な支出その他の処分」を行うことができる。通常ならば、予算の審議を通じて国会が行政権が適性に行使されるようチェックしている。この規定の下では、国会の監視が及ばない中で不公平に復興予算をばらまくといった事態も生じ得るだろう。

第三に、「地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる」。つまり、地方自治を内閣の意思で制限できるということだが、これも濫用の危険が大きい。

例えば、どさくさに紛れて、首相の意に沿わない自治体の長に「辞任の指示」を出すような事態も考えられる。実際、ワيمアル憲法下のドイツでは、右翼的な中央政府が、緊急事態条項を使って社会党系のブロイセン政府の指導者を罷免したりした。今の日本に例えると、安倍内閣が、辺野古基地問題で対立する翁長沖縄県知事を罷免するようなものだろうか。

第四に、緊急事態中は、基本的人権の「保障」は解除され、「尊重」に止まることになる。つまり、内閣は「人権侵害をしてはいけない」という義務から解かれ、内閣が「どうしても必要だ」と判断しさえすれば、人権侵害が許されることになる。

これはかなり深刻な問題だ。政府が尊重する範囲でしか報道の自由が確保されず、土地収用などの財産権侵害にも歯止めがかからなくなるかもしれない。

以上をまとめるとこうなる。

まず、内閣は、曖昧かつ緩やかな条件・手続きの下で、緊急事態を宣言できる。そして、緊急事態宣言中、三権分立・地方自治・基本的人権の保障は制限され、というより、ほぼ停止され、内閣独裁という体制が出来上がる。これは、緊急事態条項というより、内閣独裁権条項と呼んだ方が正しい。

## ■ 2 多数の国が採用？

このように見えてくると、憲法に強い関心を持っていない人でも、この条文は相当危険だと言うことが分かるだろう。

しかし、安倍首相は、こうした緊急事態条項は、「国際的に多数の国が採用している憲法の条文」であり、導入の必要が高く、また濫用の心配はないと言う(1月19日参議院予算委員会)。これは本当だろうか。外国の緊急事態条項と比較してみよう。

一般論として、戦争や自然災害が「いつ起るか」は予測困難だが、「起きた時に何をすべきか」は想定可能だ。そうした予測を基に、誰が、どんな手続きで何ができるのかを事前に定めることは、安全対策としてとても重要だろう。

そして、警報・避難指示・物資運搬等の規則を細かく定めるのは、国家の基本原理を定める憲法ではなく、個別の法律の役割だ。したがって、外国でも、戦争や大災害などの緊急事態には、事前に準備された法令に基づき対応するのが普通だ。

例えば、アメリカでは、災害救助法(1950年)や国家緊急事態法(1976年)などが、緊急時に国家が取りうる措置を定めている。

また、1979年に、カーター政権の大統領令により、連邦緊急事態管理庁(FEMA)という専門の行政組織が設置された。FEMAが災害対応に關係するいろいろな機関を適切に調整したこと、地震やハリケーンなどの大災害に見事に対処できたと言われている。

フランスでは、1955年に緊急事態法が制定されており、政府が特定地域の立ち入り禁止措置や集会禁止の措置をとることができる。後述するように、フランスには憲法上の緊急事態条項も存在するが、昨年末のテロの際には、憲法上の緊急事態条項ではなく、こちらの法律を適用して対処した。

## ■ 慎重な議会手続きを要求

では、憲法上の緊急事態条項は、どのような場合に使われるのか。

まず前提として、多くの国の憲法は、適正な法律を作るために、国会の独立性を確保したり、十分な議論が国会でなされたりするなど、立法に慎重な議会手続きを要求していることを理解せねばならない。

逆にいえば、通常の立法手続きは面倒くさいということだが、政府の意のままに国会が立法したのでは、権力分立の意義が失われ、国民の権利が侵害される危険が高まる。もしも柔軟な立法を可能にするために議会手続きを緩和しようとするなら、憲法の規定が必要になる。

例えば、アメリカ憲法では、大統領は、原則として議会招集権限を持たないが、緊急時には議会を招集で

きる(合衆国憲法2条3節)。また、ドイツでは、外國からの侵略があった場合に、州議会から連邦議会に権限を集中させたり、上下両院の議員からなる合同委員会が一時的に立法権行使したりできる(ドイツ連邦共和国基本法10a章)。

これらの憲法は、政府に立法権を直接に与えているわけではない。大統領に議会召集権を与えることで国会の独立性を緩和させたり、立法に関わる議員の数を減らすことによって迅速さを優先させたりしているに過ぎない。

また、フランスや韓国には、確かに、大統領が一時的に立法に当たる権限を含む措置をとれるとする規定がある。しかしその権限行使できるのは、「国の独立が直接に脅かされる」(フランス第五共和制憲法16条)とか、「国会の招集が不可能になった場合」(大韓民国憲法76条)に限定される。あまりに権限が強いので、その権限行使できる場面をかなり厳格に限定しているのだ。フランスは昨年末のテロの際に緊急事態宣言を出しているが、それが憲法上の緊急事態宣言ではなかったのは、こうした背景による。

つまり、アメリカ憲法は、大統領に議会招集権限を与えていたり、ドイツ憲法も、議会の権限・手続きの原則を修正するだけであって、政府に独立の立法権限を与えるものではない。また、フランスや韓国の憲法規定は、確かに一時的な立法権限を大統領に与えているものの、その発動要件はかなり厳格で、そう使えるものではない。

これに対し、先ほど述べたように、自民党草案の提案する緊急事態条項は、発動要件が曖昧な上に、政府の権限を不用意に拡大している。

他の先進国の憲法と比較して見えてくるのは、自民党草案の提案する緊急事態条項は、緊急時に独裁権を与えるに等しい内容だということだ。こうした緊急時独裁条項を「多数の国が採用している」というのは、明らかに誇張だろう。

確かに、憲法上の緊急事態条項は多数の国が採用しているが、自民党草案のような内閣独裁条項は、比較的見ても異常だといわざるを得ない。

\* なんということ！ 9条改憲阻止に目を奪われている先に、こんな恐ろしい結果が待っているとは……。

2018年6月27日 ちらし作成「アヒンサー」